

令和5年度 北九州市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項の規定に基づく障害福祉サービス等にかかる情報公表制度の実施について、必要な事項を定める。

(情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定障害児通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことについて正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(基準日及び実施期間)

第4条 実施要綱の基準日は令和5年4月1日とし、実施期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(情報の報告)

第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。なお、公表システ

ムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

- 2 報告の内容は、平成30年4月1日より前に指定障害福祉サービスを提供している事業者については、障総則第65条の9の8別表第1号及び別表第2号又は児福則第36条の30の4別表第2及び別表第3に掲げる項目とする。また、平成30年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者については、障総則第65条の9の8別表第1号又は児福則第36条の30の4別表第2に掲げる項目とする。
- 3 報告の開始日は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については令和5年5月1日とする。また、基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については指定を受けた日とする。
- 4 報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和5年7月31日とする。また、基準日以降、新たに、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から2か月以内とする。
- 5 報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業者等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

(公表の時期)

第6条 本要綱に基づく公表の時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和5年7月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和5年9月下旬
- (2) 令和5年7月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後1か月以内（ただし、公表の時期が令和5年9月下旬以前となる場合は9月下旬）

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第7条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(調査の実施)

第8条 市長は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

(苦情等の対応)

第9条 公表されている情報に関して利用者等からの苦情に対応する窓口を、北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係に置く。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。